

病院事務局長 安江裕尚
監査委員 安江正彦

農務係長 今井英樹

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議事書 事務局記 河田 孝

開会及び開議の宣告

議長（今井保都君）

ただいまから平成20年第 2 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の会議に、2 番 服田順次君より午後からの欠席届が出ております。

現在の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

議長（今井保都君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4 番 安倍徹君、5 番 安江浩君を指名します。

会期の決定について

議長（今井保都君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 7 月 14 日までの 4 日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 7 月 14 日までの 4 日間に決定しました。

例月出納検査結果報告

議長（今井保都君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成20年 7 月 11 日、東白川村議会議長 今井保都様、東白川村監査委員 安江正彦、東白川村監査委員 熊澤光介。

例月出納検査結果報告。

平成20年 2 月分、3 月分、4 月分及び 5 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1 . 検査の対象 平成19年度 2 月分、3 月分、4 月分及び 5 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、病院事業会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

平成20年度4月分及び5月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成20年3月26日、平成20年4月24日、平成20年5月23日及び平成20年6月27日。

3. 検査の結果 平成20年2月末日、平成20年3月末日、平成20年4月末日及び平成20年5月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

議長（今井保都君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

平成19年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（今井保都君）

日程第4、平成19年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江清高君。

会計管理者（安江清高君）

では、説明します。

平成20年7月11日、東白川村議会議長 今井保都様、東白川村長。

平成19年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条第1項の規定により平成19年度東白川村繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

1ページおめくりいただきまして、平成19年度東白川村繰越明許費繰越計算書。

一般会計、6款2項林業費ですが、未整備森林緊急公的整備導入モデル事業、事業費1,375万円のうち750万円を翌年度に繰り越しております。その財源ですが、未収入特定財源として県支出金750万円を予定しております。

10款2項小学校施設営繕費1,951万5,000円のうち1,710万円を翌年度に繰り越しております。財源内訳としまして、未収入特定財源、国庫支出金が792万2,000円、村債が900万円、一般財源が17万8,000円を予定しております。平成20年7月11日提出、東白川村長。以上でございます。

議長（今井保都君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成19年度東白川村繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

議員派遣の件

議長（今井保都君）

日程第5、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件を報告いたします。

次のとおり議員を派遣する。

ナンバー、議員派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で読み上げます。

1番、第57回岐阜県消防操法大会、地域防災に資する、富加町、平成20年8月3日、議員全員。

2番目、FeelGreen2008、地域の活性化に資する、中川原公園、平成20年8月14日、議員全員。

なお、下部におきましては既に議長決裁で議員を派遣したものですので、目をお通しいただきたいと思います。以上です。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長

一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

一般質問

議長（今井保都君）

日程第6、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

1番 安江利英君。

〔1番 安江利英君 一般質問〕

1番（安江利英君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

少子化対策について、現在なかなかそれらしい状況や成果が見えてこないこの時期に、村としてこれからどのような方向で対策を講じていかれるのか伺いたいと思います。

少子化問題、少子化問題と声高に叫ばれていますが、国を初め各自治体もそれなりに対策を講じてきているとは思われますが、つい先日、合計特殊出生率が1.29人から1.31人になったとの報道もありましたが、まだまだとてもとてもといったところで、少しでも早く何とかしなければと痛切に感じています。

先般、6月1日の中日新聞で、少子化問題に財源優先をとということで国民会議が中間報告を出していましたが、それによりますと、一つ目に、出産・育児・就学前の支出が国民総生産（GNP）に占める割合は欧米諸国に比べると著しく低い。それから、少子化対策に積極的に財政を投入している国は歯どめがかかっている。それから、国と自治体の施策充実には1兆5,000億円から2兆4,000億円の追加予算が必要、またさらに必要になるであろう。もう一つですが、出産前に働いていた人の7割が退職しているため改善が必要であるという報告が載っていましたが、これらは国政レベルの話であるとはいえ、村としても考えていかなければならないところがたくさんあると思います。

特に私は、子供を産んで育てていただける夫婦の方々が安心して出産し、子育てができる状況づくりが必要であると考えます。特に大事なところ、具体的には金銭的な面が一番大きいのではないかと思います。現在では子供1人を産んで育て、大学まで出すと何千万というお金がかかると言われていますが、このような中で最近の不景気がますます悪い方へ拍車をかけているような気がしますので、やはりこういった状況の中では、はっきりと金銭的な支援をしますと打ち出していくべきではないでしょうか。例えば、母子手帳交付時に10万円、出産時にお祝いとして30万円、さらに3人以上の方へは小学校入学時に100万円のお祝い金を出す、こういった行政としての人口増加に対する強い取り組みを村民の方々にわかっていただくことが、人口増加への近道であると思うのです。私は、決してお金を出すということだけでの人口増加策をとっているのではありません。

つの方法として、行政も議会も何とかして人口の減少に歯どめをかけなければならないという強い思いからの発言であることを理解していただきたいと思います。

いずれにしても、子供を産んで育てていただける夫婦の方々に、それなら私たちも少しでも思っていたような環境や状況を考えて提案していくのが私たちに与えられた使命であると考えているところですが、以上、村長の考え方を伺いたいと思います。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安江利英議員にお答え申し上げます。

初めに、クールビズということで、上着を取ってお答えをさせていただきます。失礼をお許してください。

ただいまの御質問の中で少子化問題ということでございまして、私も非常にこれは同じ悩みを持っておりまして、お互いの認識としては一致するところがございます。東白川でも、ことしの予算の中で、乳幼児等医療費助成事業で義務教育終了までとか、妊婦一般健康診査の無料化の実施や、保育園の整備事業で何とか子育てがやりやすいようにと。言ってみれば小学校の大改修というところで、なるべく子供たちが安心して楽しく勉強できるようにという配慮のこともございます。このようなことは、ただいま議員の御質問のように、直接子供を持ってみえる方の懐へ入るというものではございませんので、今後考えていきたいと思いますが、岐阜県においても市町村少子化対策連携会議が昨年設置されまして、20年度の第1回が7月16日に開かれるところがございます。県も力を入れておりますし、市町村においても独自に出産祝い金を出している市町村がございます。市では大垣市、高山市、飛騨市、海津市、町では揖斐川町、養老町、安八町、これらの市町が出産のお祝い金を出しております。今後とも少しでも少子化の率がおくれるように、何とか子供をたくさん産んでいただきたいということは、議員も考えておられるように、私も共通認識として思っております。どうか今後、来年の予算に向けて、またいろいろと御指導をいただきまして、村としても対応したいなあと思っておりますので、ひとつ共通認識として御指導をいただくようお願いを申し上げます。よろしく願いをいたします。

議長（今井保都君）

再質問。

〔1番議員挙手〕

安江利英君。

1番（安江利英君）

ただいま御答弁をいただきましたが、岐阜県内でも市町村それぞれがお金を出しているということですが、今出産ということだけでしたので、財源がないということじゃなくて、先ほどの国民会議の報告にもありましたように、積極的に財政を投資しているところは歯どめがかかっておるといいう結果が出ておりますので、こんな小さな村でもこれだけやったらちょっとは変わってきたよとい

うようなところを出すためにも率先して、先ほど言った母子手帳交付時とか、就学時ということまで先んじてやっていくことが大事じゃないでしょうか。

先般、総務委員会が何かの折でしたけれども、この村の人口増加に対してもこれからどうなるという形が書かれておりました。右下がりというようなことでしたが、例えば毎年20人ぐらいが生まれてくるというようなことで、金額的に見てもそんなに大きな金がかかるとは思われませんので、早急に見直して対応すると、今、村長は対応していくとは言われましたが、具体的にこことこくらはこうしたいというようなお考えをお持ちであればお伺いしたいと思うが、よろしく願います。

議長（今井保都君）

村長。

村長（安江眞一君）

あしたから対応するということではございませんが、村も一応ことしの予算はこういうことということで決定しておりますので、補正予算を組んでどうということまでは今ちょっと考えてはおりませんが、どのようなふうに、どの程度のことをやったらいいのかということ、今後来年度の予算に向けて考えていきたいと、こんなふうに思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（今井保都君）

安江利英君。

1番（安江利英君）

とかくこういう問題になりますと、財源、財源とよく申されますので、ちょっと気づいたことだけ提案させていただきますけれども、これはいつでも話が出ておることなんです、村税の滞納ですが、先日いただいた平成20年5月現在の滞納額が5,400万あるわけですね。この分をしっかりと取り立てて元にすれば、ある程度の金ができるかと。努力もしておっていただけでしようが、この辺からしっかりと、取り立てるといいう言い方はいけません、納税は国民の義務ですので、支払っていただくようお願いして予算化していくという方法が一番いいんじゃないかと。金が出てくる源になりますので、その辺もよく考えてやっていただくとありがたいなあと思いますし、ただ心配なのが、平成19年より20年はまだ滞納額がちょっと上がっておりますが、その辺の対策もしっかり講じていただいて、来年度の予算にこんなことも考えていただくとありがたいなあというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（今井保都君）

村長。

村長（安江眞一君）

財源がないということではなくて、それを第一義に考えれば当然できることでございますし、また滞納についても係の方で再三再四お願いをしております。また、私も出させていただけの機会をつくっていただいて、何とかお願いをして、税金にもよりますけれども、どうしても払っていただ

かないと本人も困られる、こんなこともございますので、ひとつお願いを申し上げたい。これは、村民の滞納をしてみえる方もやりたくてやってみえるわけではないと思いますが、何とかそんな中で少しずつでもということをお願いをしていきたいと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思います。

議長（今井保都君）

2番 服田順次君。

〔2番 服田順次君 一般質問〕

2番（服田順次君）

おはようございます。

それでは、2点ほど一般質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、緊急及び災害対策についてというものと、本年度の茶業に関する対応と今後の課題というようなことについて一般質問をさせていただきます。

去る5月19日の中国四川省の大地震に続いて、日本では岩手・宮城県の内陸型の大地震が発生しました。我々岐阜県におきましても内陸にあって、マグニチュード7から8の大地震が発生するおそれがあると思えますし、この通告をした後にでもあの辺でまた大きな地震があったということで、非常にここ数年、地震に対しては発生率が高いわけでございます。本村においても、さきに出されましたハザードマップは各家庭に配布はされておるわけでございますけれども、実際に災害になったときにハザードマップだけでは対応ができないということで、各自治会においてはそれぞれ検討され、そうしたことをやってみえるところもあるかと聞いておりますけれども、まだまだ十分ではないと思っております。高齢者社会を迎えまして、各自治会を中心にきめの細かい具体的な対応をしていくということでございますが、これには当然それぞれの地域に役場の職員、そして消防団員、そうした若い人も見えるわけでございますし、そうしたところへの呼びかけとか、そうした人の動きとかということで、行政の方からの考え方をしっかりと具体的に指示をしていただくということが肝要ではないかなあというふうに思っております。今後について、村としてその辺のところをどういうふうにお考えになってみえるか、お聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、本年度の茶業に関することでございますけれども、本年度の茶業に関しては、天候においては遅霜もなく、順調に生育をしておったわけでございます。最高の品質のお茶ができて、量的にもたくさんとれることを期待してみえた農家の皆さん方が多かったのではないかとこのように思っておりますが、しかしながら実際に共販においては、1回目はまずまずでございましたけれども、2回目以降は、販売量は昨年を上回っておるわけですが、平均単価においては80%強となつて非常に低迷し、1回から7回のトータルでは販売量は3万447キ口、前年対比96.4%、平均単価においては2,199円、前年度対比89.3%と落ち込んでおるわけでございます。最初に期待されておった金額そのものが非常に崩れてきたということになりますし、この内容については、それぞれ各組合での御検討はされておると聞いておりますけれども、これは基本的には構造的な問題、そしてお茶を飲むという習慣、その辺の基本的なところが大変変わってきたということが起こるかと思

ます。ことしのように非常にいい状態のときでこのような結果でございますので、中小の茶生産者は大変生産意欲がなくなってくるおそれがございますし、そしてその後、先ほども言うておりましたように、追い打ちをかけるように原油の高騰もとまることを知りません。これから7月に入り、二番茶も第1回目、きょうですか、第2回目の共販もあるわけでございますけれども、どうも一番茶に追隨というようなことを聞いております。

そこで、本村において大事な地場産業でございます。ことしも含めて、これから来年、再来年と長期的な見たときに何らかの対策をする必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その辺を含めてお考えをお聞きしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

ただいまの服田議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、緊急時の災害対策についてでございますが、議員御指摘のように、最近大きな地震や災害のニュースが多いように思っております。6月4日に全国砂防協会の研修会に松本へ行ってまいりました。その中で、避けがたい大きな地震や災害の場合、特にハード事業で備えることはもちろんでございますが、そのほかにどのようにしたらいいのか、特に道路が寸断されて連絡がとれないというような場合に非常に困るということでございます。このような場合にハザードマップ、ただいま議員御指摘のように、本村でも立派なものがつくられております。これを中心にして、集落の防災関係者と自治体が緊密な共通認識を持つことが大変役に立つというような意見をたくさん伺ってまいりました。

そんな中で、先日、民生委員会から、災害時見守り台帳というのがつくられて役場へ届けられました。これは各地域の老人、そして弱い方々の名簿でございます。個人情報に関することでございますが、東白川の場合、全員の方が納得をされてこういうものがつくられ、村と、そして消防団へも届けられております。民生委員の皆様方に、心より感謝を申し上げたいと思っております。また、立派なハザードマップもできておりますので、これらの資料をもとにして、地域の自主防災会、消防団、そして行政が一体となって共通認識を持ちたいと思っております。大きな災害の場合、連絡がなくても大体的な様子は、ここへこのように避難をしておられるんじゃないかということが予想できるようにするといいと思っております。役場職員についてもそれぞれ集落を張りつけて、担当集落というような形にして、集落の防災会議へ出るということによって役場へ情報が集まる、こんな形をとっていただけたらよいんじゃないかなあと思っております。今後、一生懸命役場でも研究をいたしまして対策を立てていきたいと思っております。特に、この防災砂防会議の中でも、今まで災害のなかったところが危ないよということで大変私も心配をして帰ってまいりました。今後とも御指導をいただきたいと思っております。

次に、本年度の茶業に関する対応と今後についてと、このようなお話でございますが、服田議員の御心配はごもっともなことであり、私も心配をしておるところでございます。

一番茶の荒茶が非常に安かったというのが問題となるわけでございます。二番茶も始まりましたが、引き続き安値であるようでございます。全国的にこれは安いわけで、特に静岡の今始まった二番茶あたりはほとんどが800円台で始まったというような状態で、このものと比べればまだ安いわけでございます。だからここはいいというわけではございませんが、この山間僻地の香り高いお茶ということで、非常に今まで全国レベルよりは高く売ってきたこの地のお茶が、だんだんと全国レベルに近づいてしまったということがあるわけでございます。しかしながら、白川茶の特徴というものはいつまでたっても失われないものでございますので、必ずや、値上がりということは置きまして、売れていくというものであると考えております。今までも年によって安かったり高かったりはしてきたわけですが、ことあたりは燃料の高騰もあって非常に苦しいというのが現状でございます。

東白川製茶の総会の幹事の意見といたしましても、このようなものがございました。過去、本組合の重要課題となっている今日的な課題に対応する組合改革については、組合員に対するアンケート調査の実施や役員による再三にわたる研修などで検討されているところですが、先が見えないのが事実です。組合員の高齢化と後継者不足、茶園の老朽化、販売価格の低迷など、多くの問題を抱えています。このことは全国の農業が抱える問題でもあり、一朝一夕には対策がとれないことありますが、役員、組合員が一致協力して一日も早い解決策を見出す努力を要望しますとあるわけですが、これは言うことは易しいわけですが、じゃあ具体的にどうするかということが非常に難しいのが零細な茶業でございます。特に昭和の時代から、村の基幹産業として本当に力強く推進をしてきた事業でございます。多少安くなっても、何とかこれを持ちこたえていかななくてはならないわけでございます。特にお茶は永年作物でございまして、一時に切りかえることはできません。どうか生産意欲を失わないように、茶畑の手入れをしていただいて、合理的な組合運営、組合員の話合いによる効率的な茶工場の稼働など、できることから手がけるべきと思っております。行政としても、行政のできることは今までもお手伝いをしてまいりましたが、今後とも一丸となって地場産業を守っていきたくと考えております。どうか議員の皆様にも御指導いただきますようお願いを申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長（今井保都君）

再質問。

〔2番議員挙手〕

服田順次君。

2番（服田順次君）

まず最初に、再質問ということでお願いしたいと思っておりますけれども、災害対策、先ほども村長さんがおっしゃってみえたように、行政側からはそれなりの指示が出たり、そうした認識でも見えると思っておりますけれども、きめの細かいという意味では、例えば避難場所へ行くための声かけをしていくという場合に、その地域の老人の方の、先ほど言ってみえましたが、民生委員の方から出ておる見守り台帳の書類など、そういうものは確かに個人情報でありますけれども、ある程度その近辺の

人についてはそうしたことを声かけしてってもらいたいというようなこと、そして自治会の中でも、小さな隣保班の中でお互いに声をかけていくと。そして、例えばおうちの前に何か立てておいたらもう避難したよとか、そういう目印になるものとか、そうしたものがあれば二重、三重の手間にならずに、避難されてみえるなということがわかるような方法とか、きめの細かいという意味はそういう意味で、避難する場所、そして避難される時の手順、そうしたものが地域でしっかり会話されておるか、意思の疎通ができておるかということが僕は大事じゃないかなあというふうに思いますので、お願いを申し上げたいと思います。

そしてもう一つ、非常に大きな問題でございまして、村長さんがおっしゃってみえたように、この茶業については、ただ単に例えば遅霜が来てというようなことの対策ではなくて、基本的なこれは構造的といいますが、習慣的といいますが、そうしたお茶を飲むという習慣に対する日本人のそれがだんだん変わってきたという意味があるかと思えますけれども、こうした中でもやはりこの東白川、白川、そして七宗、この地域の白川茶、またそういうお茶に対してのイベントとかそういうところである程度PRをしていくというのが、よく前に村長さんも、お茶はカテキンがあってやせるとか、そういうようなこともおっしゃってみえたときがあるわけですが、そうしたPRをしていくということも大切ではないかなあというふうに思いますし、今後に向けてそうしたことが功を奏するかどうかということについても、やはりある程度長期的な視点を、いろんなところに探りを入れながら、東白川の地場産業でありますこの茶業を今後どの方向へ持っていくかということが、方向づけが大切ではないかなあというふうに思いますので、その辺も含めてできましたら御答弁いただきたいというふうに思います。

議長（今井保都君）

村長。

村長（安江眞一君）

ごもっともであると思います。茶業に関して一生懸命宣伝という意味で品評会をやったり、いろんなイベントに出て売ったりしておるわけですが、なかなかお茶は体にいいということは知っていても、じゃあお茶を飲むかということになると、ペットボトルを買ってきて飲むと。甚だこれはわずかなカテキンしかございませんし、急須へ入れて出して飲むお茶とは全然変わったものであるという認識は、我々は持っておりますが、消費者の方、津々浦々までそれを知らしめるということとはなかなか難しい。特にお茶の場合、地味な商品でございまして、私もお茶の商売をやっておりましたので、何とかしてそういうことをわかっていただいてたくさん売れないものかなあということとは常々思っておるわけですが、だんだんとペットボトルのお茶が主流になりつつあるのが現状でございまして。これは大きな流れであろうかと思いますが、いずれにしても少しもっと濃い目のペットボトルであるとか、そういうものがちょいちょいと見られるようになってまいりました。そういうものに使うお茶が主流のようです。先日の静岡の市場では、そういうものを扱う方々が値段を決める主流になっているという記事が出ておりました。非常に私としては残念なことであると。お茶は急須に入れて飲んで初めてお茶であると、そういうことをわかってみえる方はあるにはあるんです

が、数が少ないということは残念であり、議員おっしゃるように、今後とも宣伝に努めて少しでも売っていきなあとと思いますし、特にこの白川のお茶はよその産地のものと、ひいき目ではなくて、物がいいということがはっきりしております。例えば静岡のお茶に比べれば、完全にこのお茶の方が現在でも高いわけです。ただ、今までに比べるのでだんだん安くなってきたということはございます。何とかそれがもとへ戻るように努力をしていきたいと思っております。

それから、ハザードマップの今の災害時見守り台帳でございますが、これは各個人の方に個人情報ということは御理解をいただいておりますので、当然これを防災会議では検討し、そしてまたきめ細かいやり方を各地域で共通で認識を持っていただいて今後にも備えたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（今井保都君）

4番 安倍徹君。

〔4番 安倍徹君 一般質問〕

4番（安倍 徹君）

それでは、特定健診についてと、高齢者家庭のCATV並びに水道利用基本料金の減額について質問をさせていただきます。

今まで高齢者医療の基準を定めておりました老人保健法が制度改定されまして、別立てのいわゆる長寿医療制度が発足をしました。それに伴いまして、特定健診も同時に発足したわけでございます。この長寿医療制度につきましては、国会でも問題になっておりましたように、いろいろな不手際がございまして、国民への周知徹底がおろそかになっていた結果、あるいはまた市町村の役場につきましても、その説明資料が非常に乏しかったという点で、支払う側の御高齢者は非常に迷惑といたしますか、びっくりされた部分がございまして、今でも国会で討論をされているようでございます。

これら二つは、医療費の節減を少なくするのを目標にしているわけです。今回はこの中で、高齢者になられる74歳までを対象とした特定健診についてお尋ねをしたいと思います。

生活習慣病が問題にされまして、いわゆるメタボリックシンドロームなんです。これを防げば高齢者の医療費が少なくなるのではないかとということで、今年度4月から生活習慣病に対する特定健診を実施しなさいということが厚生労働省から打ち出されました。この内容につきましては、特定健診の比率、東白川でいいますと1,500人ぐらいあるわけでございますけれども、この1,500人の65%を対象に村民に実施をして、保健指導をその中で45%行いなさいと。それで、いわゆるメタボリックシンドロームの比率を10%、今年度から始まりまして平成24年度までに下げなさいというのが指導でございます。これに対しまして、各市町村、いろんな御意見があるようでございますが、東白川村はどのように対応をされるのか、お伺いをしたいと思います。

もう1点、長寿医療制度に伴いまして、国保の方は今年度4月1日から、そのほかの方は誕生日、扶養者につきましてはまた別でございますが、500人余の皆さんに御負担を願っておる現状でございます。高齢者医療につきましては、さまざまな問題点が先ほども申し上げましたようにあるわけ

でございますが、東白川の負担率というのは千九百何ぼかということで、行政側からとってみれば1人当たり千数百円の負担ということで、何か小さいように思われます。ところが、現在負担をしておられる御老人の皆さん方からとってみますと、ある例で言いますと、年金が3万円弱の方もおられるわけでございます。その人たちにとっては、この費用というのは非常に高い負担率であります。先ほど服田議員、それから安江議員が申されましたように、価格の高騰によりまして、年金は一定額でございますので、かかる費用ばかりふえて、実質使えるところが少なくなっている現状の中においては、わずか何千円、何百円といえども、御老人の皆さんの負担の痛みというものは大きいものがあると思います。前の全協のときをお願いをいたしましたCATVの利用料3,200円ですが、その費用を、ある程度の、障がい者の人たちでもいいですから、減免をしたらどうかという点をお願いしておりました。これと同時に、生活の必需品であります水道料もある程度の見直しも考えたらどうかなあと思うわけでございます。水道料につきましても、あるいはCATVにつきましても、予算的なものから考えますと非常に苦しいところがあるわけでございますが、少子化対策、高齢者対策という面から、ぜひこの点を実行したらどうかと思ひまして、村長のお考えをお聞きしたいと思ひます。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

安倍議員の御質問にお答えをいたします。

初めに特定健診でございますが、国民健康保険に加入している40歳から74歳まで、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少を目的に健診をせよという法律ができて、多少のあめ玉もある、こんなお話でございました。村といたしましても、特に村民が健康な生活を送るためには、これは法律がなくても当然やらなくてはならないことでございます。目的の達成状況に応じて、平成25年度から後期高齢者支援金を最大で10%還元をするということでございますが、具体的な方法はまだ示されておりません。東白川村の平成20年度の国民健康保険予算で仮に試算しますと、後期高齢者支援金は3,800万円余、最大加算が10%の場合には380万円というような大きな金額が負担となってくるわけでございます。歳出合計の1%を占める保険者に負担となってまいります。目標年度までには5年ありますので、今年度の実施状況を踏まえて、健診の実施方法、広報の方法等を検討して受診率の向上に努めていきたいと思っております。今後、健診の率が上がるように努力をさせていただきたいと思ひます。

次に、高齢者家庭のCATV、水道利用基本料金の減額についてでございますが、議員の御質問を要約すると、長寿医療制度開始に伴い新しい負担の発生する方があること、その制度の運用については村独自では変えられないこと、石油の値上がりにより物価が値上がりしていること。そこで、年金生活の高齢者が非常に苦しいから公共料金を減免できないかという御質問だと思ひますが、そこで結論から申し上げますと、公共料金を高齢であるとか、年金が少ないとか、生活が苦しいとかで減免することは難しいと思ひます。ですが、議員の質問の意図はよくわかるわけでございます。

ほかの方法で何とか検討したいと思います。役場の福祉担当者などで救済方法を考えたいと思います。

先日もこのことについて役場の方へ質問をした方もございまして、その方の場合は、今までは息子さんの扶養者であったが、今度は自分で払わんならんでまるきりふえたわけでございます。当然息子さんの方はその分減っておるわけですが、これは親子の問題でございまして、そういう方は非常に苦しいと。何とかならないかということでございまして、何とか県の方へも相談をいたしまして、世帯主を分けるような方法がどうかあというように御相談を申し上げたりしておるところでございまして、議員おっしゃいますように、そのような方が東白川村にもおられるわけでございまして、一生懸命、係の方で対応をさせていただいておるところでございまして。今は大変こんな時期で暑いぐらいでございましてよろしいわけですが、石油が日に日に値上がりをしております。冬の暖房の時期になると、またこれは大変なことになるだろうと思っております。そんなあたりを含めながら、苦しい方々に対処したいと思っております。元気でも仕事をしていないというようなことも一つの原因になる場合もございまして。CATVも葉っぱビジネスをやっておりますので、軽作業のできる方はぜひこの夏のうちにそのようなことで稼いでいただいて、冬にまた備えていただきたいと思っておりますし、当然村の方でも暖房費がかかるまでには何かひとつ皆様の助けになるようなことも考えていきたいと思っております。そんなことで、ほかの方法でひとつ軽減措置を考えたいなあと思っておりますので、また御理解と御指導をいただきたいと思っております。

議長（今井保都君）

再質問。

〔4番議員挙手〕

安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、メタボリックシンドロームの件につきましてですが、長野県の泰阜村の松島村長さんが新聞に論文を発表しておられました。松島村長は、私どもの村と泰阜村は大きさは変わらないわけでございまして、この健診に対して非常に疑問を持っておられまして、こんな小さな村では健診をやったぐらいでは医療費は少なくならないんだという指針を打ち出されております。療養病床の削減が12年度に迫っておるわけでございまして、そういう点も絡められまして、75歳以上の老人の皆様はやっぱり病気や障害を抱えながらも在宅介護を望んでおられる方が多いんだと。だから、そっちの方向を充実する、あるいは医療を充実する方にその費用を回したらどうだろうかという意見を寄せられておりました。東白川村も療養病床もございまして、法律が施行されるならばあれの存続も危ぶまれるわけでございまして。この特定健診につきましては、まだ実行されておりませんが、果たして腰回りをはかっただけで、あるいは健康維持が、働き盛りの45歳から55歳まで施していけるのかと。暇な方なら、それはいろんな研修会を催しながら食事指導、あるいは運動指導などができるでしょうか、この村では施設もない、ただ本人の自覚のみに頼っていく健康増進の方法というのは、

確かに泰阜村の村長さんがおっしゃいますように、費用はかかるんですが効果が少ないということがうかがえるわけでございます。そういう点で、いろんなペナルティーもあるようでございますけれども、よく研究をしていただいて、これからの指針、まだ始まっていないわけでございますので、このことも御検討をされたらどうかと思うわけでございます。

もう1点でございますが、先ほどのCATVと水道料金の減額について、できないという村長の御答弁でございました。これは私は、医療制度での広域行政でやっているものについては一般財源を持っておりませんので、当然これは補てんができないという意味だろうとっておりますが、東白川村は、例えば身体障がい者の皆さん、1級・2級合わせて66名お見えになります。全体の6級まででは147人の皆さんがお見えになるわけでございます。その中で、視覚障がいの方が約10名、聴覚の人が2名ということでございますが、この方ぐらひはCATVの費用を減免してはどうかと思うわけでございます。2級ですと0.01でございますので少しは見えるかなと思うんですが、その方は減免をして当然ではないかと。それから、肢体不自由な方はお風呂に入って体をやわらかくしなければならぬと思っておりますが、水道料金も、その方ぐらひの費用を見てあげて、我々としてお世話になった高齢者の皆さんの少しでも福祉になるならば、その点は、わずかこれだけの人数でございますので、とか面倒が見られないものかと。先ほど見られないとおっしゃいましたのは、僕はそういうふうにとっておいて、これは村条例で決めることですので、ここで決めればできることでございますので、水道料金とCATVについて。

それでもう一つ、NHKのテレビ聴視料の障がい者に対する減免対象がこの10月より拡大されます。これは村へも来ており、これは伺ってきましたので、そのものも対応されるようでございます。やはり足並みをそろえておやりになったらいかがかと思っておりますが、村長のお考えを再度お伺いします。

議長（今井保都君）

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

ただいまの、公共料金を減免するのではなくて、ほかの方法で一つ助成をしたいなあという意味でございます。確かに言われるように、テレビの见えない方からテレビの聴視料を取る、これはNHKもやっておりますし、我々も当然見えない方は必要ないわけでございますので取れないわけですが、CATVの方へ入っていただいております。御家族も見えることだろうと思っておりますし、当然今障がい者の方々には、ほかの方法でも福祉の方面で係の方でいろんなことで相談に乗り、そしてまた減免するものはしていくべきであると思っております。また、CATVと水道料金については、現状全員が同じ金額で払っておっていただくわけでございます。これは赤字であるとか黒字であるとかということはさておきまして、公平感の問題も出てまいりますので、障害者の方、弱者の方をお助けするのは何とかほかの方法でよい知恵をお出しいただきたいなあ、こんなふうに私としては思っております。

安倍議員の言われる、弱者に対して目を開けということは私もよくわかりますので、御相談を申

し上げながら、今後対処していきたいと思います。

議長（今井保都君）

再質問。

〔4番議員挙手〕

安倍徹君。

4番（安倍 徹君）

東白川村の人口の動向なんですけれども、現状今70歳から75歳のところが一番多いわけございまして、これからこの年齢に達するのは10年後は減ってまいります。これは現在60歳から64歳が半分ぐらいしかいないもんですから、70歳から74歳ぐらいの人口に比例して10年後になられる方々が半分という意味でございます。したがって、逆に高齢者が減ってくるわけなんです。したがって、村長は別の枠で見るんだと言われましても、ただお金を配付するわけにはいきませんので、どういう方法でやられるのか非常にわからないわけございまして、その辺のところも含めまして、先ほど働く場所と言われましたが、その方はもう働けないわけございまして、幾ら葉っぱを取りに行けと行って行けないわけございまして、高齢者のこれからの医療体制も含めて、泰阜村の村長ではございませんが、その点のビジョンというものも早急に打ち出してくださいまして、村民に楽しく暮らして生涯を終えられるような施策を打ち出してほしいなあとということを申し上げまして、質問を終わります。

議長（今井保都君）

村長。

村長（安江眞一君）

一応福祉計画はつくっておりますが、不備な点もございまして、今後考えさせていただきたいと思っておりますし、健診については泰阜村の村長が言われることもございと思いますが、私としてはなるべく村民の方に健診を受けていただいて、早目に対処をしていくのが健康な生活をする上において大切なことであると思っておりますので、一応今年度も村の特定健診スケジュールというのをつくりまして、係の方で4月から11月までいろんなことをやっていく計画を立てております。ひとつ議員にもいろんな面で御指導をいただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議長（今井保都君）

ここで10分間の休憩とします。11時5分に再開をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時04分 再開

議長（今井保都君）

休憩前に続き会議を開きます。

報第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第7、報第3号 専決処分報告について、専第5号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

報第3号 専決処分報告について。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成20年7月11日提出、東白川村長。

1．東白川村税条例の一部を改正する条例について。

専第5号、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成20年4月30日、東白川村長。

1．東白川村税条例の一部を改正する条例について。

次のページから税条例の改め文を出しておりますし、別添で新旧対照表も出しておりますけれども、説明資料で説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

説明資料ですけれども、専決理由でございますけれども、地方自治法の一部を改正する法律が20年4月30日に公布されまして、同日施行されたことに伴いまして、東白川村税条例の改正について急施を要するため、4月30日に専決処分をさせていただきました。

主な改正でございますけれども、地方自治法が改正されたということで、主な改正と、それから字句、それから上位法令の改正によって条項の中でたくさんの改正があるわけですが、主なものを説明させていただきます。

第12条ですけれども、納期限後に納付または納入する税金または納入金に係る延滞金でございますけれども、延滞金につきましては、今回年金からの特別徴収が創設をされました。年金の特別徴収に当たる年金保険者、社会保険庁等になるわけですが、もしおくれた場合には延滞金をかけるというような改正が行われております。これが21年の4月1日から適用をされます。

24条の改正ですけれども、均等割の税率の改正でございます。公益法人の制度の改革による措置ということで、1番目ですけれども、公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について最低税率を適用するという改正がされました。以前ですと、公益法人等の設立に関しまして、主務官庁の許可を得て設立登記をしておったわけですが、それが不要ないということで、とりあえず設立した場合には最低税率の5万円ですけれども課税するようになっております。

2番目に、博物館とか、それから学術の研究を目的とした場合ですけれども、こうした場合には非課税にするという規定が設けられております。

3番目ですけれども、人格のない社団等で収益事業を行わないものについては非課税。

それから4番目ですけれども、人格のない社団、それから公益法人で、資本金の額、出資金の額

を有しないものについても最低税率を適用するというふうに改正がされております。これにつきましては、20年の4月以降に開始する事業年度の法人から適用をされることになりました。

それから第26条の8、寄附金税額控除ですけれども、個人の住民税における寄附金制度の拡充が行われました。1番目としましては、控除方式ですけれども、所得控除から税額控除に改めております。村税ですと6%ですので、6%に当たる分の税額で控除されることになっています。

それから、寄附金控除の最低下限額ですけれども、今まで10万円であったものが5,000円ということ引き下げをされております。

寄附金控除の限度額ですけれども、総所得金額の現行が25%であったものが30%に上げられましたし、4番目にあります地方公共団体に対する寄附金の見直しということで、地方公共団体についてはふるさと納税制度というようなことで拡充がされております。1と2の合計額で控除するというので、寄附金に対する10%の部分と、次のページに行ってください、5,000円の寄附金控除した部分の90%から、ゼロから40というのが所得税の税率になるわけですけれども、所得税が全然かかっていない人はゼロですし、所得が多くて40%の人については40ということで、所得税で控除できる分は除いた部分を村税の方から控除をするという改正になっております。21年度分の個人の住民税から適用がされます。

それから32条の5の2、公的年金等に係る個人の村民税の特別徴収でございますが、公的年金の受給者の便宜を図るということで、公的年金から特別徴収制度が導入をされました。特別徴収の対象者ですけれども、個人の住民税の納税義務者のうち、前年度に公的年金の支払いを受けた者で65歳以上の者ということになっています。この対象内で年金の少ない人というものがあるわけですけれども、65歳以上で年金をもらってみえる方ということでございます。

2番目に特別徴収の対象税額ですけれども、公的年金に係る所得に係る所得割と均等割ということですので、年金に係る税金以外の、例えば農業所得、事業所得があれば、その人については公的年金からの特別徴収の対象者にはなってきません。

それから3番目ですけど、特別徴収の対象年金ですけれども、老齢等年金給付ということで、もし二つもらってみえる方があれば、社会保険庁でどちらか順位をつけて一つの方から特別徴収をするということに変わっています。

それから4番目に、徴収方法ですけれども、年金の支払いが6回ですので、6回ということで徴収がされます。開始ですけれども、21年度から適用ということで、21年の10月支給分から開始ということになります。

附則第6条の肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例ということですが、免税牛ですけれども、2,000頭を超えた場合には免税牛から除外をして、それから免税牛の制度の特例を3年間延長する。100万円以下の免税牛については無税ということになりますけれども、それにつきましては21年度分以降の個人の住民税に適用がされます。

それから附則第7条の2は新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということですが、7項として1項追加をされたわけですけれども、従来から

耐震改修、バリアフリーというものがあつたわけですが、それにつけ加えて20年の1月1日にあつた住宅で、20年の4月1日から22年の3月31日までの間に熱損失防止に係る住宅改修、要は省エネ改修をされた場合ですが、完了した翌年度1年度に限って、3分の1ですが、固定資産税を減額するような改正がされております。

3ページに行かせていただいて、これを受けるには建築士が発行した証明書を添付して3ヵ月以内に申告する必要があります。対象工事としては、窓、床、天井、壁ということで、費用が30万円以上となっております。

附則第13条の3ですが、上場株式等に係る配当所得に係る村民税の課税の特例ということですが、上場株式の特例ですが、分離選択をした場合、100万円以下の部分について21年度から22年の2年間ですが、税率が100分の5から100分の3に軽減が講じられることになりました。

それから、附則第15条の6は上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除ということですが、上場株式の譲渡損失、それから配当の間で損益通算ができるというような仕組みが創設をされまして、22年の1月以降の所得について適用をされるというものでございます。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第5号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第5号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認されました。

議案第51号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第8、議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを

議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年7月11日提出、東白川村長。

別紙の一部改正案の朗読を省略させていただきまして、別冊の提出議案、新旧対照表で説明をさせていただきます。

別冊の58ページをごらんいただきたいと思います。後ろから2枚目でございます。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照条文ということで、改正案が上でございます。傍線の部分が改正でございますが、補償基礎額、第5条の第3項で、非常勤消防団員「若しくは」というところは、前は「又は」というような文言の改正、それから救急業務の協力者のところとか、「水防従事者若しくは応急措置従事者」というような文言の改正がございますし、一番大きなところは、前は200円から217円までの幅がある補償がございましたが、217円ということで全体的には引き上げのような形になっております。これは、要は一般職の職員の給与に関する法律の一部改正がございまして、扶養手当の額が6,000円から6,500円に引き上げられたということで、その500円相当分を含めた6,500円を30で割った額が217円になるということが大きな改正理由でございます。

改正条例の方へ戻っていただきまして、附則としまして、施行期日が、この条例は平成20年4月1日から適用するということでございます。なお、経過措置としまして、4月1日を境とした従前の例と今後の適用の条文が入っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第52号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第9、議案第52号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

診療所事務局長 安江裕尚君。

病院事務局長（安江裕尚君）

議案第52号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する条例を別紙のとおり提出する。平成20年7月11日提出、東白川村長。

説明文をちょっと省かせていただきまして、新旧対照表の方の59ページをごらんいただきたいと思えます。

今回の改正につきましては、第2条、名称及び位置でございます。今回、佐見診療所の方が閉鎖をさせていただきましたので、それを削除する条文と、もう1点は第5条の中で介護保険という名称の追加でございます。この二つの条文の改正を今回行いたいと思えます。

条文の方に戻っていただきまして、附則、（施行期日）1．この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は平成20年4月1日から適用する。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第53号から議案第55号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第10、議案第53号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から日程第12、議案第55号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの3件について、補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第53号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第2号）。平成20年度東白川村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,018万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億7,382万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条 地方自治法第241条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額並びに規定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為の補正」による。平成20年7月11日提出、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正と3ページの歳出のところは、朗読を省略させていただきます。

4ページ、第2表の債務負担行為の補正をお願いします。

初めに追加でございます。間取描画システム機器、期間が平成21年度で、限度額が116万7,000円でございます。それから建築費積算システム機器、これは機器とはなっておりますがソフトでございます。期間が21年度で、限度額が34万4,000円でございます。この二つは、いずれも地域ICT利活用モデル事業の関係するものでございまして、間取りの方のハードにつきましては、国の委託対象事業分でございますし、建築費の積算ソフトにつきましては委託の対象外ということで、村単事業のものでございます。

変更につきましては、小学校と中学校のパソコンにつきましては、リースの関係で一括して契約したということで、変更後は、期間は一緒でございますが、金額が384万1,000円ということで、金額的には6万9,000円ほどふえておりますが、もともとこれは平成19年度に3ヵ月分予算を見ておりましたが、契約の時期が2ヵ月間ずれたという関係で、実際の月額リース額は減っておりますけ

れども、期間がふえたということで金額がふえております。それから、庁用車の2号車につきましては、限度額の変更ということで16万円の減額でございます。それから、同じく庁用車の軽トラックにつきましては、これも限度額の変更でございまして、59万6,000円の減額ということでございます。

次のページの説明資料の6ページの事項別明細の1の総括の朗読は省略をさせていただきます。

8ページをお願いします。

2.歳入、13款2項3目民生費国庫補助金、補正額20万円の追加。説明欄にあります、障害者施設の事業運営の円滑化に係る補助金でございます。

13款3項2目総務費国庫委託金、補正額3,072万2,000円。説明欄にありますように、地域ICT利活用モデル構築事業の国の委託金でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額99万9,000円追加。これは視覚障害者等情報支援基盤整備負担金ということで、資格障害者の情報バリアフリーのための支援機器の整備に係るものでございます。

14款2項3目民生費県補助金、補正額10万円の追加。これは先ほどの国庫補助金と同じように、障害者施設の事業運営の円滑化事業補助金でございます。

6目農林水産業費県補助金16万9,000円の追加。これは説明欄にありますように、農業委員会の交付金と中山間の事務の推進交付金、それから農業委員会の補助金ということでございます。それから、次のページにあります2節の方では、林業グループの支援事業補助金ということで、5万円がついております。

14款3項2目総務費県委託金、補正額1万1,000円の追加。これは21年度、来年度の本調査になります経済センサス単位区の設定に係る委託金が追加されました。

15款2項2目不動産売払収入、補正額220万円追加。これは、平の旧多賀邸の売り払いに係る収入でございます。

16款1項1目一般寄附金、補正額1万2,000円追加。これにつきましては、県の統計協会が解散をしまして、その財産処分費ということでございます。

2目指定寄附金、補正額21万5,000円追加。説明欄にありますように、ふるさと思いやり基金指定寄附金が1万5,000円と、それから社会福祉施設整備指定寄附金ということで、次のページにございます大明神の安江誠氏からいただいたものでございます。

18款1項1目繰越金、補正額458万6,000円の追加。前年度繰越金でございます。

19款4項4目雑入、補正額97万2,000円追加。説明欄にありますように、CATVの災害保険金ということで、一つは中谷の気象ロボットでございまして、これが83万7,000円ほど、それからデジタルのVTRが13万5,000円ほどということで、合わせて97万2,000円でございます。

3.歳出、2款1項1目一般管理費、補正額1万5,000円追加。これは、ふるさと思いやり基金の寄附金の積み立てでございます。

5目財産管理費、補正額296万1,000円追加。庁用車のリース料の減額と、それから物件管理費の

ところでは、土地開発基金から旧多賀邸の土地の部分を買戻すというものでございます。それから、行政情報化推進費のところでは、小・中学校の有害サイトの接続防止のためのネットワーク機器とフィルタリング機器の設定手数料ということで99万8,000円ほど盛り込んでおります。

10目地域情報化事業費、補正額3,273万2,000円追加。ここでは、説明欄にありますように、CATVの番組制作のところでは元気配達人の取材経費等を16万円、それからCATV維持管理費のところではデジタルVTRの修繕料を見ております。それから次のページ、12ページの一番上のところの気象ロボットのLANユニットは中谷の気象ロボットの分でございます。それから、地域ICT利活用モデル構築事業、委託対象分が3,072万5,000円ということで、12名の委員さんをお願いして4回ほどの会議を持ちたいということで、その報償費、旅費、それからシステムの構築委託料が大きなものでございますが2,954万7,000円、そのほかに間取描画システム機器のリースと、それを設置するための工事費ということでございます。それから、下の委託対象外につきましては、事務の臨時雇員の分と旅費と需用費等ございまして、あと一番下にありますように、建築費積算システムのリースを8ヵ月分見させていただいております。

13ページに入りまして、2款5項1目統計調査費、補正額1万1,000円追加。経済センサスの単位区設定の事務費ということでございます。

3款1項3目保健福祉費、補正額159万7,000円追加。保健福祉費一般では、指定寄附金の積み立て等ございまして21万8,000円。それから、障害者自立支援事業のところでは、備品としまして携帯の補聴器システムと、それから拡大鏡、拡大読み書き器、活字文書読み上げ装置、点字テプラ等を整備するものでございます。それから、償還金のところでは、前年度の精算による返還金が生じておりますので計上しております。次のページの頭の部分も、同じように返還金でございます。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額1万7,000円追加。ここでは、子育て支援事業のところでもクハウスの桜とイチョウの伐倒用にバケット車の借り上げということで見ておりますし、2目の認可保育所費の補正額94万7,000円は、みつば保育園の空調設備、未満児室ですけど、これの追加分と、回転式ガス煮炊きがまが1台老朽化しましたので更新させていただきたいというものでございます。

4款1項3目母子健康センター費、補正額11万5,000円追加。ここでは、次世代育成支援事業の交付金の返還金ということで、前年度の精算分でございます。

4目保健福祉センター費、補正額41万1,000円追加。ここでは保健福祉センターの施設修繕料ということで、入り口の近くにありますが舗装の陥没の修繕を52.3平方メートルほど行いたいというものでございます。

6目廃棄物対策費、補正額17万5,000円追加。これにつきましては、瓦れきの処分を当初は長野県で予定しておりましたが、長野の方で受け入れられないということで、新たに山形県に変更した関係で、その現地確認の負担金と、それから山形県におきましては溶出試験をなさいということで、24項目行う関係で、その委託料が10万5,000円ということでございます。

6款1項1目農業委員会費、補正額8万円追加。ここでは、農業委員会の国県支出金の交付金の

増額がございましたので、標準小作料の協議会14人分の謝礼等でございます。

3目農業振興費、補正額18万3,000円追加。これは、中山間の直接支払い推進事業の交付金の追加を受けた消耗品購入でございます。16ページへ行きまして、各種補助金のところでは、イノシシの防護さくの補助金が当初20件ございましたが、現段階で29件ということで、今回10件を追加させていただくものでございます。

5目山村振興事業費、補正額56万5,000円追加。ここにつきましては五葉会館の改修補助金ということで、26年ほど経過しておりますので、今回エアコンの整備ということで3分の1相当分を予算化させていただきました。

6款2項2目林業振興費、補正額10万円追加。これは県単補助的林業グループ活性化事業補助金ということで、家族、親子等の木工教室を二、三回行いまして、木材製品をPRしたいというものでございます。

3目林道総務費、補正額9,000円の追加。県の治山林道研究会の負担金の追加でございます。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額3万2,000円追加。これにつきましては、五加の神矢橋の通行禁止看板を取りつけないというものでございます。

9款1項3目災害対策費、補正額5万1,000円追加。防災対策備品としておりますが、役場の宿日直者が、別館の村民センターの方に当直室がございまして、建物自体がちょっと危険であるということも加味しまして、緊急時の地震速報に対応できた携帯電話を1台購入したいというものでございます。

10款1項2目、教育委員会の事務局費、補正額14万2,000円追加。説明欄にありますように、学校保健会費のところでは、学校薬剤師の報酬の年額を今回補正させていただきたいというものでございます。昨年までは病院がありましたので、病院の薬剤師で対応しておりましたが、診療所になったということでパート薬剤師も退職をしておりますので、今回、保育園、小・中の学校薬剤師を設置するために必要ということで補正をさせていただくものでございます。それから、消耗品のところではAEDを設置したわけですが、8歳未満児用の小児用のパドルがないということで、今回二つ設置をさせていただきたいというものでございます。

18ページに入りまして、10款2項2目教育振興費、補正額3万6,000円の減額、それから10款3項2目の教育振興費の補正額3万4,000円の減額。これは小学校と中学校の教職員用のパソコンのリース料の減額ということでございます。

10款5項1目保健体育総務費、補正額3万6,000円の追加。ここでは、保健体育総務費のところでは、体育指導員が2名交代されましたので、その被服費でございます。それから、スポーツ教室の開催費のところでは、カヌー教室用のカヌーを15艇借りるわけですが、その運搬用のトラック代ということで、11トン車1日分を予算に計上しております。

2目の体育施設管理費では補正額7万7,000円追加ということで、これにつきましては、総合運動場の女子トイレのうち一つを洋式にかえたいというものでございます。

一般会計は以上でございます。

議長（今井保都君）

村民課長 安江弘企君。

村民課長（安江弘企君）

議案第54号 平成20年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）。平成20年度東白川村老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ507万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,167万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年7月11日提出、東白川村長。

次のページ、2ページになりますけれども、第1表を省略させていただきまして、4ページの事項別明細書の朗読も省略をさせていただいて、5ページから説明をさせていただきます。

2. 歳入、2款1項1目医療費国庫負担金40万2,000円の追加補正です。医療費の国庫負担金の19年度の追加交付分でございます。

5款1項1目繰越金467万3,000円の追加でございます。

3. 歳出、3款1項1目償還金ですけれども、補正額が507万5,000円でございます。これにつきましては、前年度の医療費の交付金ですけれども、余分にもらい過ぎておったものを返還するものでございます。

議長（今井保都君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

病院事務局長（安江裕尚君）

議案第55号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）。平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ242万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,465万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成20年7月11日提出、東白川村長。

次の2ページの第1表の歳入歳出予算補正と、4ページの事項別明細書の朗読は省略させていただきまして、5ページ、2の歳入、1款1項1目入院収益33万5,000円の減額。説明の欄にありませんけど、今回病院会計の未収分と、それから未払い分の補正をさせていただくものでございます。

それから2目室料差額収益3万4,000円の減額、それから3目外来収益352万7,000円の減額、それから4目保健予防活動収益9万4,000円の増、5目その他の医業収益27万8,000円の減額。

それから、1款2項1目療養収益347万4,000円の減額。これも病院会計の方の未収分でございます。

2款1項1目使用料1万1,000円の減額。これは説明にありますが、自動車使用料と、それから寝具等の使用料の未収分の減額でございます。

次に6ページ、7款1項1目雑入513万8,000円の増額。説明欄の方で、医薬材料費の戻入金が18万1,000円、それから看護師の研修先の負担金が500万円の増、病院事業会計の引継金が10万7,000円の減額、それから職員の給食代が6万3,000円の増額、それから自動販売機の売り上げが2万円の減額、私用電話料も1万円の減額、母子センターの入所者給食代も1万円の減額、診療外の介護収入につきましては4万1,000円の減額でございます。

続きまして7ページの歳出、1款1項1目の一般管理費、補正額58万8,000円。説明欄の方で、診療所一般管理費の方の職員等の共済費、これは未払い分でございます。それから、需用費の消耗品、それから役務費は通信運搬費等でございます。それから委託料の38万2,000円の減額。それから公課費、これは消費税納付金の10万8,000円の減額でございます。

2款1項1目の医業費、補正額が183万9,000円の減額。説明欄の方で、医業費の中の職員手当の未払い分が29万8,000円の減額、共済費13万7,000円の減額、賃金につきましても27万2,000円の減額、それから需用費、消耗品ですが75万8,000円の減額。次の8ページですけど、委託料37万4,000円の減額。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第55号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの3件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第53号 平成20年度東白川村一般会計補正予算（第2号）から議案第55号 平成20年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第2号）までの3件は、原案のとおり可決されました。

議案第56号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第13、議案第56号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 楯光一君。

総務課長（楯 光一君）

議案第56号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成20年7月11日提出、東白川村長。

1．財産の名称・数量並びに設置場所、名称がポンプ自動車でございます。数量、1台、設置場所、東白川村越原陰地地内。

2．取得の目的、既設設備の老朽化に伴う更新取得。

3．取得の方法、指名競争入札。

4．取得予定価格、1,669万5,000円。

5．購入先、岐阜市金園町三丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。午後は1時より再開します。

午前11時53分 休憩

午後1時01分 再開

議長（今井保都君）

それでは会議を再開します。

認定第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第14、認定第1号 平成19年度東白川村病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

村長（安江眞一君）

認定第1号 平成19年度東白川村病院事業会計決算認定について。平成19年度東白川村病院事業会計決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付する。平成20年7月11日提出、東白川村長。

平成19年度の東白川村病院事業会計の事業及び決算の概要については、後ほど事務局長より詳しく説明させますけれども、若干の御説明を申し上げます。

平成19年度は、県派遣医師2名が交代した中で、村民の疾病治療、児童・生徒・園児の健康管理、保健予防を展開し、全職員で住民サービスに努力してまいりました。9月定例会で診療所化について1年前倒しで実施することを表明し、12月議会で条例可決をいただき、下半期は看護師の研修派遣や院内体制の協議を進めてまいりました。この結果、御承知のとおり本年4月から診療所として再スタートを切りました。この間の議会の皆様の御指導に対し、深く感謝申し上げるところであります。

19年度の決算につきましては、外来患者数の減少や、特に一般病床の入院調整による患者数の減少など収入減の要因が重なり、一般会計から8,000万円を繰り入れましたが、約800万円の赤字決算となりました。しかし、近年の経営改革の功あって、一時借入金などの不良債務は解消されておりましたので、公営企業法による会計を閉鎖し、診療所特別会計への継承が滞りなく実施できました。

今年度につきましては、療養病床の収益及び外来収益の減少による経営悪化が懸念されます。今後も一般会計からの財政支援は必要と考えておりますが、診療所としての経営改善を進め、村民の皆様の期待にこたえられる地域医療を確保するため、引き続き努力してまいります。

決算の認定につきましては、議員の皆様の御意見をいただき、今後の運営に反映させてまいりますので、御認定賜るよう、上程に当たっての説明といたします。

議長（今井保都君）

診療所事務局長 安江裕尚君。

病院事務局長（安江裕尚君）

平成19年度東白川村病院事業会計決算書、資料の方を見ていただきますようお願いいたします。

1ページ、平成19年度東白川村病院事業会計決算報告書。

(1)収益的収入及び支出。

収入、第1款第1項医業収益、当初予算額3億872万円、補正予算額5,697万4,000円の減、合計2億5,174万6,000円、決算額2億2,480万6,484円。2項医業外収益、当初予算額3,787万円、補正

予算額5,000万円、合計8,787万円、決算額8,713万4,352円。全体としましては、当初予算額3億4,659万円、補正予算額697万4,000円の減額、合計3億3,961万6,000円、決算額3億1,194万836円。

支出、第1款第1項医業費用、当初予算額3億4,046万円、補正予算額697万4,000円、合計3億3,348万6,000円、決算額3億1,466万1,450円、不用額が1,882万4,550円。2項医業外費用、当初予算額583万円、補正はございませんので合計も同じ金額です。決算額532万9,971円、不用額50万29円。第3項臨時費用、当初予算額10万円、補正はございませんので、そのまま合計も10万円。決算額ゼロ、不用額が10万円。第4項予備費、当初予算額20万円、これも補正はございませんので、そのまま合計で20万円。決算額がゼロ、不用額が20万円。第1款の病院事業費用の合計でございます。当初予算額3億4,659万円、補正予算額697万4,000円、合計が3億3,961万6,000円、決算額3億1,999万1,421円、不用額が1,962万4,579円でございます。

続いて2ページ、(2)資本的収入及び支出。

収入、第1款第1項負担金、当初予算額が613万円、合計金額も613万円、決算額613万円。2項企業債につきましては、予算はございませんので、決算額ゼロ。第3項寄附金、当初予算額はゼロ、補正予算額が134万円、合計金額も134万円、決算額が134万円。第1款の資本的収入の合計でございます。当初予算額が613万円、補正予算額が134万円、合計が747万円、決算額747万円でございます。

続きまして支出、第1款第1項企業債償還金、当初予算額が613万円、補正はございませんので、そのまま613万円でございます。決算額は612万9,670円、不用額が330円。第2項建設改良費、当初予算額が108万円、補正予算額28万円の減額、合計金額が80万円、決算額75万6,000円、不用額が4万4,000円。第3項基金積立金、当初予算額がゼロ、補正予算額が54万円の増、合計金額が54万円、決算額が54万円。全体としましては、第1款の資本的支出は当初予算額が721万円、補正予算額が26万円、合計で747万円、決算額742万5,670円、不用額が4万4,330円。以上でございます。

続きまして3ページ、平成19年度東白川村病院事業損益計算書、平成19年4月1日から平成20年3月31日まで。

1. 医業収益、(1)入院診療収益9,610万8,888円、(2)室料差額収益111万円、(3)外来診療収益1億1,093万7,154円、(4)保健予防活動収益1,023万3,442円、(5)受託検査・施設利用収益16万9,583円、(6)その他の医業収益624万7,417円、合計で2億2,480万6,484円。

2. 医業費用、(1)材料費2,886万923円、(2)給与費2億2,287万4,378円、(3)委託費2,933万9,848円、(4)設備関係費2,063万7,525円、(5)研究研修費44万6,543円、(6)経費1,171万6,533円、(7)消費税等負担額78万5,700円、合計で3億1,466万1,450円。医業利益8,985万4,996円のマイナスでございます。

3. 医業外収益、(1)受取利息及び配当金5万2,233円、(2)運営費補助金8,000万円、(3)患者外給食収益223万2,470円、(4)その他の医業外収益463万6,221円、(5)基金繰入金21万3,428円、合計で8,713万4,352円。

4ページですが、4の臨時収益はございませんのでゼロ円。

5番の医業外費用、(1)支払利息396万7,041円、(2)患者外給食委託費109万2,407円、(3)の診療費減免額はございません。(4)その他の医業外費用27万523円、医業外費用の合計が532万9,971円。

6. 臨時費用、これにつきましては支出はございません。医業外利益、全体で8,180万4,381円、経常利益805万585円のマイナス。

7. 特別利益、(1)過年度損益修正益で1万1,600円でございます。当期純利益は803万8,985円のマイナスでございます。

続きまして5ページですが、平成19年度東白川村病院事業貸借対照表、平成20年3月31日現在でございます。

資産の部、1. 流動資産、(1)現金及び預金1,806万7,015円、(2)医業未収金2,409万2,399円、(3)未収金34万4,782円、(4)医薬品115万9,367円、(5)診療材料187万3,901円、(6)前渡金はゼロ、(7)前払い費用30万928円、流動資産の合計金額4,583万8,392円。

2. 固定資産、(1)有形固定資産、まずイの建物、まず最初に取得価格が4億2,580万4,503円、その下の減価償却額が2億2,575万7,341円。その右側ですが、残存価格が2億4万7,162円でございます。以下、残存価格だけ読み上げていきます。ロ、構築物126万7,457円、ハ、器械1,531万2,203円、ニ、備品144万5,592円、ホ、車両5万5,218円、ヘ、その他の設備11万2,600円、有形固定資産の計2億1,824万232円。

(2)無形固定資産、イの電話加入権32万1,392円。無形固定資産はこの1件だけですので、32万1,392円でございます。固定資産の合計2億1,856万1,624円、資産の合計が2億6,440万16円。

続いて6ページに入ります。

負債の部、3. 流動負債、(1)未払金80万7,016円、(2)短期借入金、これは一時借入金ですけどゼロ、(3)未払い費用736万1,911円、(4)預り金163万4,834円、その他の流動負債がゼロ、流動負債の合計金額980万3,761円。

4. 固定負債、(1)長期借入金9,243万1,726円、これは起債の残高でございます。固定資産の方はその金額のみでございます。負債の合計金額1億223万5,487円。

次に純資産の部、1. 出資金、(1)固有資本金3,787万7,354円、(2)繰入資本金3億6,578万1,040円、出資金の合計4億365万8,394円。

2. 寄付金等、(1)資本剰余金6,432万2,593円。寄付金の合計はそれのみですので同じ金額でございます。

3. 積立金、(1)利益剰余金ゼロ。

それから、4. 純利益または純損失、(1)前年度未処理欠損金2億9,777万7,473円、(2)の前年度欠損金処理額はございませんのでゼロ、(3)当期純利益803万8,985円のマイナス、欠損金の合計3億581万6,458円、純資産の合計が1億6,216万4,529円、負債純資産の合計2億6,440万16円。

次の7ページですが、キャッシュ・フローの計算書ということでお願いしたいと思います。

まず1番目の、業務活動によるキャッシュ・フローということで、まず(1)医業収入につきましては、収入の金額が2億3,278万8,117円、(2)の医療材料等の仕入れ支出が、これは未払金の支払

い額になると思いますが2,938万7,746円のマイナス、それから3番、給与費支出2億2,342万9,484円のマイナス、それから4番、委託費支出2,933万9,848円のマイナス、それから5番の設備関係費支出811万43円のマイナス、それから6番、その他の経費支出が1,601万8,686円のマイナス、7番目の運営費補助金収入が8,000万円、8番目、その他の収入は713万4,352円、小計で、収入金額が3億1,992万2,469円、未払金の支払い額の方が3億628万5,807円のマイナス、差し引きが1,363万6,662円、それから利息の支払い額が396万7,041円のマイナス、業務活動によるキャッシュ・フローは972万1,854円。

それから、2の投資活動によるキャッシュ・フローですが、3番の有形固定資産の取得による支出が75万6,000円のマイナス、これだけでございます。それから、投資活動によるキャッシュ・フローは、同じく75万6,000円のマイナス。

それから3.財務活動によるキャッシュ・フロー、1番目の短期借入による収入1,912万円、2の短期借入の返済による支出、同額で1,912万円のマイナス、それから3番目の補助金の受入による収入が613万円、それから4番の寄付金収入134万円、5番の長期借入による収入はございませんのでゼロ、6番目の長期借入金の返済による支出が612万9,670円のマイナス、小計が、収入金額が2,659万円、支出の方が2,524万9,670円、財務活動によるキャッシュ・フローは134万330円、4の現金等の増加額が1,030万6,184円、それから5番目の現金等の期首残高が776万831円、6番目、現金等の期末残高が1,806万7,015円でございます。

続いて8ページ、上の方の基金の状況でございます。

まず1番目の病院研修基金でございますが、年度当初は21万3,428円に対しまして、年度途中で21万3,428円を崩していますので、年度末はゼロということです。それからその下の段、医療設備等設備基金が、当初が306万2,290円、年度途中で54万円の増額をしておりますので、全体で360万2,290円。合計金額が、年度当初が327万5,718円、年度途中の増の方が54万円、減額が21万3,428円で、合計金額360万2,290円でございます。

次の9ページですが、これは提出文書のことですので省かせていただきます。

10ページは監査委員の意見書ですので、これは省かせていただきますのでお願いします。

続きまして、平成19年度東白川村病院事業会計決算説明資料の方をお願いしたいと思います。

まず資料の1ページですが、平成19年度東白川村病院事業会計決算報告。

(1)総括。

平成19年度における東白川村病院事業の概要を報告いたします。

本年度は、県派遣医師の2名が交代し、引き続き常勤医師3名体制で診療に当たるほか、さらに県立下呂病院から外科外来（週1回）、整形外科外来（月2回）、岐阜大学附属病院の医師による皮膚科診療（月1回）、母子健康センターと協力し婦人科外来（週1回）を実施しました。休日の宿日直には、従来どおり岐阜大学附属病院の泌尿器科の医師の応援を得て24時間体制で村民の疾病治療、児童・生徒・園児の健康管理、乳幼児の健康診査などの保健予防活動を展開してまいりました。また、かねてからの懸案であった診療所への転換を20年度から実施することが決定され、これ

に向けて診療所体制の検討や職員の研修派遣の調整活動等を実施しました。このため、2月、3月は移行のための予備的な診療体制となったため、診療報酬に大きな影響が出ました。

(2)損益勘定。

診療実績については、年間延べ患者数は2万6,973人で、入院では前年度と比較して945人減少して6,478人となり、一方、外来では895人減少し、2万495人となりました。このほか、訪問看護は240件減少し、延べ482件でした。入院は、一般病床、療養病床とも大きく減少し、特に一般病床は、2月、3月の入院調整の影響が大きく、803人の減少となりました。

収益については、入院収益9,610万8,000円、外来収益1億1,093万7,000円となりました。前年度との比較では、入院収益の一般病棟の重症患者の減少と前述の入院調整の影響により、6月以降は前年度を下回り、1,303万3,000円減少しました。療養病床も、前年度に比べて高齢の利用者の死亡等により年度の後半から患者数が減少し、患者件数で142件、収益で23万7,000円減少しました。外来収益は、本院で855万6,000円、佐見診療所で30万8,000円、それぞれ減少になりました。

次に医業費用については、材料費は220万5,000円の減少、給与費は職員減の影響で662万円減額しました。また、委託費や設備関係費、経費については、節減に努めた結果、減価償却費の減とも重なり434万4,000円減少しました。この結果として、医療損益で8,985万5,000円の損失となり、前年度より1,155万3,000円損失が増加しました。また、今年度も一般会計から前年度と同額の8,000万円の繰り入れをしましたが、病院事業全体の損益は、総収益が3億1,195万1,000円、総費用が3億1,999万1,000円となり803万9,000円の赤字となりました。また、他会計負担金と基金繰入金を引いた実質損益では、前年度より1,230万7,000円損失が増加をいたしました。

(3)資本勘定。

本年度は第4次総合計画に基づき、寄附金と設備基金を財源に、昨年に引き続き計画的に療養ベッドや自動血圧計を整備いたしました。企業債償還金につきましては、昭和61年度債（病院改築）を532万円と、平成15年度債（療養病床改築）償還が本年度から始まり81万円、合わせて613万円償還しました。財源は、全額一般会計からの繰入金です。

(4)その他。

本年度は診療報酬改定及びその他の大幅な改正はなく、前年度と同額の繰入金ではありましたが、前年度は400万円の黒字に対し、本年度は800万円の赤字の損失決算となりました。

平成20年度から診療所として新たにスタートをします。医師が3名から2名に減少し、夜間・休日等の医師が不在の状況を、診療所として村民の皆様に安心を与える医療機関として、また医療、福祉、保健の一体化した地域医療センターを目指し、期待にこたえるべき施設として職員一同努力してまいります。

続きまして資料の3ページ、2. 議会議決事項でございます。

認定が、平成18年度東白川村病院事業会計決算を19年7月10日に認定を受けております。あと、平成19年度につきましては、補正予算関係で3号まで3議案を提出しております。それから、平成20年度の東白川村国保診療所事業会計予算を3月に議決いただいております。それから、19年度の

病院事業会計補正予算、専決処分ですが、4月に議決をいただいております。

3番目の職員に関する事項ですが、異動部分だけ説明させていただきます。

まず、医師が前年度3名で今年度中に2名増、2名減、末で3名ということで、後任医師につきましては、備考の欄に県派遣の医師ということで、前任者、多田先生と牧谷先生が異動されましたので、新たに市川先生と若山先生が赴任されました。それから、事務職員ですが2名、前年度末の人数が2名の臨時が1名ということですが、年度途中で1名減ということで、当年度末の人員が正職が1名で臨時が1名ということで、備考の欄に、庶務係長の安江良浩さんが異動をしております。それから、介護職員につきましては、前年度末、臨時職員9名でしたが、途中で1名退職されたので、今現在が8名ということで、途中で村雲由紀さんという方が退職されまして減になっております。それから、その他の職員ですが、前年度4名の臨時でありましたけど、途中で1名増、末で5名ということで、この方についてはリハビリの助手ということで採用しております。全体の職員数が、前年度末が20名、臨時が24名で、年度途中が正職員が2名の増で1名の臨時職員の増、それから減につきましては正職員が3名の減で、臨時職員が1名の減、当年度末につきましては正職員が19名、臨時職員が24名ということで、計43名で行っております。

それから、資料4ページに入ります。

4の事業で、(1)の医療機器等導入更新事業ということで4件ほど上げております。病棟電動ベッド導入事業と、それから全自動血圧導入事業、これにつきましては寄附金等の金額を上げて購入をしております。それからその下の二つ、庁用車車両導入事業と、それから内視鏡洗浄消毒器導入事業、これにつきましてはリース契約で2件行っております。全体で総事業費が318万44円となっております。

2番目の建設工事・修理等事業ですが、全体で5件あります。まず1点目は、給食施設空調設備修繕工事ということで18万6,400円で行っております。それから、病棟屋上防水修繕工事ということで8万4,000円、それから心電図データレコーダー修繕工事ということで14万7,525円、それからCTスキャナ装置修繕工事ということで34万6,500円、それから病棟インターホン設置工事ということで27万795円、全体で103万5,220円の修繕等をしております。

それから、5番目の業務につきましては、(1)で施設の利用状況ということで、13年から19年度を上げております。19年度の施設利用、入院患者につきましては6,478、それから患者数の月間の平均で540、1日平均が17.7、診療実日数が366。外来患者が、19年度は年間で延べが2万495人、患者数の月間の平均が1,708人、1日平均が84.3人、診療実日数が243日。次に、入院・外来の合計ですが、全体で年間の延べ患者数が2万6,973で、患者数の月平均が2,248、1日平均が102人。それから検査・エックス線の件数ですが、19年度、血液検査等5万9,520件、エックス線が1,281件です。それぞれ減少しておりますが、以上の結果になっております。

それから、資料の5の保健予防活動ですが、それぞれ右の欄には病院の行った予防活動、全体としましては、合計の人数としましては2,172人でありまして、また、佐見の方の診療所につきましては予防接種等で12名、総合計が2,184名ということで、昨年より40件ほど減ってはおります。

それから6番目の会計です。まず、1番目の重要契約の要旨はございません。

2番目のその他会計経理に関する事項ということで、イの預金につきましては、めぐみの農業協同組合東白川支店の方へ1,654万6,202円、それから大垣共立銀行白川口支店の方へ140万2,073円、合計で預金が1,794万8,275円。ロの未収金につきましては、未収一部負担金が196万673円、それから未収診療報酬が2,213万1,726円、その他の未収金が34万4,782円、合計が2,443万7,181円となりました。

次の資料6ページからは、収益費用の明細ということで載せております。

まず1款1項1目入院診療収益でございます。全体としましては9,610万8,888円。区分のところで、一般病棟で2,652万8,218円。説明の方で、延べ入院患者数が1,629人、1日の平均入院患者数が4.5人、1人1日平均医療費が1万6,285円。それから、療養病棟の方が6,958万670円。延べ入院患者数が4,849人、1日平均の入院患者数が13.3、1人1日平均の医療費が1万4,349円です。

2目の室料差額収益111万円、これは個室使用料でございます。

3目の外来診療収益、全体で1億1,093万7,154円。外来収益、本院の方ですが1億705万1,964円。延べ外来患者数が1万9,739人、診療日数が243日、1日平均の外来患者数が81.2人、1人1日平均の医療費が5,423円。それから外来収益の佐見診療所ですが、全体で388万5,190円。延べ外来患者数が756人、診療日が89回、1日平均外来患者数が8.4人、1人1日平均の医療費が5,139円です。

続きまして4目保健予防活動収益、全体で1,023万3,442円。内訳としましては、妊産婦及び乳児検診料が38万4,000円、一般の検診料が196万5,349円、インフルエンザの接種料が252万9,000円、それから予防注射接種受託料が34万2,750円、職員健康診断等手数料は427万2,343円、それから校医・園医・産業医の手当が74万円でございます。

5目の受託検査・施設利用収益につきましては16万9,583円。これにつきましては、白川町、佐見町の予防接種等でございます。

それから、6目のその他の医業収益、全体で624万7,417円。これにつきましては、入院等の関係に係るものと、それから文書料等の収益金額、それから療養での使用料、それから訪問看護等の料金がこの金額の中に入っております。

それから、2項1目受取利息及び配当金5万2,233円、これは預金等の利子でございます。

それから、2目の運営費補助金収入8,000万につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

3目患者外給食収益223万2,470円。これにつきましては、病院等で患者以外の方が食べられた食数でございます。

4目その他の医業外収益463万6,221円。これにつきましては、私用電気電話料の収益、テレビ使用料でございます。その他の医業外収益につきましては、医師の家賃収入、それから保健センターの電気代、それから療養病棟消耗品等の販売収入、それから自販機等販売収入、その他が加わっております。

それから、5目の基金繰入金21万3,428円、これは研修基金の繰り入れをしております。

次に資料8、費用の部でございます。

1款1項1目材料費、全体としまして2,886万923円。これにつきましては、薬品費が1,444万4,885円、それから診療材料費が1,426万6,773円、それから医療消耗備品費が14万9,265円でございます。

それから、2目の給与費、全体で2億2,287万4,378円。給料が7,535万5,443円、これにつきましては医師3名分、看護師13名分、それから技師等4名分の給料でございます。手当ですが7,070万5,815円。これにつきましても、今の医師の3名分と看護師、それから技師等の手当でございます。それから、資の9ページの中ほどですが、賃金3,996万5,764円。これにつきましては臨時の看護師、それから介護職員、事務等の賃金でございます。それから、報酬240万7,011円。これにつきましては当直医師、それから運営委員報酬、それから皮膚科診療医師等の報酬が入っております。それから法定福利費3,440万345円。これは職員の共済等の負担金が入っております。

それから3目委託費、全体で2,933万9,848円。これにつきましては、検査委託費が509万1,694円、これは血液検査等の委託でございます。それから給食委託費が934万9,781円ということで、給食の外注費でございます。それから寝具委託費ということで287万7,991円、これは入院等の寝具代でございます。それから資料の10ページの医事委託費722万3,892円、これは窓口等の医事の委託の金額でございます。清掃委託費13万2,300円、これはマット、モップ等の代金でございます。保守委託費171万1,458円、これにつきましては浄化槽等の設備等の補修の委託費でございます。その他の委託費295万2,732円、これにつきましては廃棄物の処理と、下呂、金山病院等の委託費でございます。

4目設備関係費、全体では2,063万7,525円。減価償却費が1,252万7,482円ということで、説明の欄に上げてあるそれぞれ建物とか構築物等が入っております。それから、機械賃借料334万3,855円。これにつきましては、コピー・ファクス等のリース代とか使用料、それから火災報知機等々のものが加わっております。それから資料の11ページですが、これもまた続きで、医療等で使うリース代等が入っております。それから、地代家賃ですが2万円。これは加子母に設置してあります看板の借地料でございます。それから修繕費137万861円、これは建物及び備品保全修理、先ほど上げておりました金額79万830円を上げております。この下の医療機器修理ということで、レントゲン、CT等の修理を上げております。機械保守料158万6,970円、これにつきましてはCTの保守管理料、それから内視鏡保守料、それから医事コンピューター保守料が入っております。それから機械設備保険料8万5,538円、これは建物災害共済の費用でございます。それから、車輛関係費170万2,819円、これは3台分の車のリース代、医師の送迎、それから往診の車、それから療養等の患者の送迎の軽の3台分、ガソリン代、それから自動車の修繕費等が入っております。車検代も入っております。

それから資料の12ページですが、5目研究研修費44万6,543円。この中で図書費が2万8,013円、それから研修旅費ということで8万560円、それから研修雑費ということで33万7,970円。研修の旅費と雑費につきましては、医師等の学会等の参加費が入っております。

6目経費、全体で1,171万6,533円。まず福利厚生費が67万799円、これは泊まり等の職員の食事

代が入っております。それから旅費交通費が42万50円、これは当直の医師等の旅費と職員の普通旅費でございます。職員被服費ということで2万2,008円、新規に赴任されました職員の白衣等でございます。それから通信費48万4,103円、これは電話料、郵便料でございます。広告宣伝費は支出しておりません。消耗品費で140万7,419円、これにつきましては管理用、それから事務、それから医療、それから給食用の消耗品を支出しております。消耗器具備品費27万3,475円、これにつきましてはプリンター、それから圧力がま、可燃ごみボックス、それから乾燥機等を購入しております。それから、会議費は支出はございません。それから水道光熱費690万5,796円、これは電気料、ガス等の燃料代でございます。それから資料の13ページ、保険料39万728円、これは医師の賠償責任保険でございます。それから交際費10万9,240円、これは村長、院長の交際費でございます。それから諸会費で88万1,620円、これにつきましては各加入のそれぞれのところへの負担金等が含まれております。雑費15万1,295円、これにつきましては新聞の購読料、テレビ、それから許可申請料等の雑費でございます。

7目控除対象外消費税等負担額78万5,700円、これは消費税と地方消費税の支払いでございます。続きまして資料の14ですが、2項1目支払利息396万7,041円、この内訳につきましては昭和61年債、それから平成15年債のそれぞれの利子分でございます。それから一時借入金利子につきましては、3,527円支払いをしております。

2目患者外給食委託費109万2,407円、これにつきましては宿直等の給食の数に対する委託費でございます。

それから、3目その他の医業外費用27万523円、これは自販機の仕入れでございます。

それから、3項臨時費用につきましては、支出はございませんのでゼロ円。

それから、4項予備費につきましても支出はゼロでございます。

続きまして資料の15ページになりますが、資本的収支の明細、資本的収入の部ということで、1款1項1目の他会計負担金につきましては613万円、これは一般会計からの繰入金でございます。

それから、2項につきましては収入はございません。

3項の寄付金、1目寄付金で134万円、これは病院医療設備等整備寄附金が13件分入りました。

次に、資本的支出の部、1款1項1目の企業債償還金で612万9,670円。これにつきましては、昭和61年、平成15年のそれぞれの改築と改修の元金の償還でございます。

それから、2項1目で建設改良費につきましては75万6,000円。機械ということで、電動ベッド2台と血圧計1台を入れております。

3項1目の基金積立金につきましては、54万円積み立てております。

それから資料の16ページですが、表の1、固定資産明細表ということで、イの有形固定資産につきましては、建物ですが、年度当初の残高が4億2,580万4,503円ということで、途中の増減がございませんでしたのでそのままの金額で、減価償却累計額ということで、前年度の累計額は2億1,677万3,793円、当年度の増加額ということで898万3,548円、累計で2億2,575万7,341円、年度末償却未済額は2億4万7,162円。それから構築物につきましては、年度当初の残高が719万7,162円、

増減はございませんのでそのままの金額が残高で、累計の金額は前年度585万1,797円で、今年度が7万7,908円、累計金額の合計が592万9,705円、未済額が126万7,457円。それから器械につきましては、年度当初の残高が1億4,999万5,723円、当年度の増加額で、先ほどの備品等ですが75万6,000円、残高が1億5,075万1,723円で、累計額が年度当初が1億3,231万827円、増加額は312万8,693円、累計の合計が1億3,543万9,520円、年度末未済額が1,531万2,203円。それから備品につきましては、年度当初が329万8,862円、増減はございませんので、累計額の方の前年度の額が151万5,937円、増加額が33万7,333円、累計が185万3,270円、未済額の方が144万5,592円。車両につきましては、年度当初の方が110万4,354円、増減はございません。累計につきましては、前年度累計金額が104万9,136円、年度途中の増減はございませんのでそのままの金額で、未済額が5万5,218円。その他の設備の年度当初の方が1,500万、途中に増減はございませんのでそのままの金額で、減価償却の累計額が、前年度の累計額が1,488万7,400円、これも増減がございませんのでそのままの金額で、償却の未済額が11万2,600円。合計としましては、年度当初の取得残高が6億240万604円、当年度の増加額が75万6,000円、減少額はゼロ、年度末の現在高が6億315万6,604円、減価償却累計額が、前年度の累計が3億7,238万8,890円、当年度増加額が1,252万7,482円、減少はありませんので、累計が3億8,491万6,372円、年度末償却未済額が2億1,824万232円でございます。

口の無形固定資産につきましては、電話加入権の32万1,392円がそのまま変動なしでことしの残高となっております。

それから、資料の17ページの表2の企業債明細書でございます。

今現在あるのは、下から五つ目の病棟改築資金の昭和62年3月25日分のもので、発行総額が1億2,200万で、当年度の償還高が532万414円、償還高の累計が5,955万9,018円、残高が6,244万982円となります。それから下から二つ目ですが、療養病棟改修資金ということで、平成16年3月25日で発行総額が1,540万、これは償還がございませんので、そのままの金額が残額となっております。それから一番下の、療養病棟改修資金ですが1,540万、当年度の償還高が80万9,256円、償還高の累計が80万9,256円の同じ金額で、未償還残高が1,459万744円でございます。合計金額としましては、発行総額が3億3,920万円、それから当年度の償還高が612万9,670円、償還高の累計が2億4,676万8,274円、残高が9,243万1,726円でございます。

それから、資料の18ページでございます。表3の純資産の説明ということで、出資金の額4億365万8,394円。内訳につきましては、引継資本金が3,787万7,354円、繰入資本金ですが3億6,578万1,040円。繰入資本金につきましては、イの下の段の表の内訳でございますので、ごらんいただきたいと思っております。それから、寄付金等につきましては6,432万2,593円、本年度134万円の増額になっております。それから、積立金がゼロ。それから、欠損金につきましては3億581万6,458円のマイナスでございます。前年度の繰越欠損金が2億9,777万7,473円、今年度損失金が803万8,985円のマイナスでございます。純資産の合計ということで、1億6,216万4,529円でございます。寄付金等につきましては、資料の19ページに明細がございまして、ごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、最後の資料20ページでございますが、表4、年度別一般会計負担金及び欠損金明細

表ということで、過去の繰入金等の額を示しております。全体としましては、真ん中ほどの利益剰余金で3,983万1,155円、それから欠損金で3億3,760万8,628円でございます。以上でございます。

議長（今井保都君）

それでは、監査委員に決算審査結果及び意見書について報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

監査委員（安江正彦君）

平成19年度東白川村病院事業会計決算審査意見書。平成19年度東白川村病院事業会計の決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成20年7月11日提出、東白川村監査委員 安江正彦、東白川村監査委員 熊澤光介、東白川村長 安江眞一様。

1．審査対象、平成19年度東白川村病院事業会計決算書及び関係諸帳簿並びに証拠書類。
2．審査の期日、平成20年6月11日。
3．平成19年度決算は、会計諸帳簿並びに証拠書類はすべて決算書と符合し、それぞれの確に処理されていることを認めた。

4．意見、平成19年度の病院事業会計の決算は、次のとおりであります。医業収益2億2,480万6,484円、医業費用3億1,466万1,450円、医業外収益8,713万4,352円、医業外費用532万9,971円、病院事業収益3億1,194万836円、病院事業費用3億1,999万1,421円、当期純利益 803万8,985円。

(1)平成19年度の東白川村病院事業会計は、前年度と同額の運営費補助金8,000万円が交付されましたが、20年度から診療所への転換が決定し、その準備のため2、3月において一般病棟への入院を調整するなど診療所体制の試行を行ったことなどが要因で約800万円の赤字決算となりました。

イ、医業収益において、入院については、療養病棟はほぼ前年並みの診療収益を確保したものの、一般病棟では前述の理由により1,300万円余減少しています。また、外来においても前年対比7%減の880万円ほど減収となっています。

ロ、医業費用においては、給与費、材料費などほぼ全部の科目で節減が図られ、前年対比4%減で1,350万円減少しています。

ハ、資本勘定では、快適な療養環境の整備を図るため、計画的に電動ベッドの更新が行われています。

ニ、病院の長期借入金は、昭和62年度の病棟改築資金と平成15年度の療養病棟改修資金ですが、平成19年度に612万9,670円償還され、残高は9,243万1,726円であります。

(2)東白川村に公的な診療所が開設されたのは昭和26年1月で、昭和33年8月には病院に機能アップされ、以来50年間、村唯一の医療機関として、入院、外来、救急指定、保健事業など、村民の疾病治療、健康管理などを一手に引き受けていた病院があったことは、人口3,000人規模の小さな農山村の村では比較的恵まれた環境にあったと思います。

しかし、近年、医療の機能分担や医師不足がクローズアップされ、診療報酬の改定などで小さな病院の経営は極めて厳しくなり、あわせて財政状況の悪化など病院の存続は困難となり、平成20年度からは国保診療所として再スタートすることになりました。約半世紀、休むことなく医療業務に

携わっていただいた歴代の医師の皆さん、正月でも入院患者のため勤務いただいた看護師の皆さん及び関係者の皆さんに心から感謝申し上げます。

さて、4月から新たに発足した診療所（地域医療センター）は、組織の改革もなされ、保健、福祉、医療を一体的に進める体制となっています。

今までの病院と診療所の大きな違いは、長期的な入院や救急業務がなくなり、村民は不便と不安を抱えることとなります。その中で、特に診療所に期待したいことは、だれもが身近なところにかかりつけ医があれば不安なく生活できると思いますので、村民のかかりつけ医としての機能を発揮してほしいと思います。

入院や高度な医療が必要な場合も出てくると思います。また、慢性の疾患で不安を抱えておられる人もあるでしょう。少子・高齢化が進んでいる本村では、今後ますます高齢者が増加することは避けて通れません。年をとればとるほど体調の不安も増加すると思います。そんな弱者のアドバイザーとしての機能を強化してほしいと思います。

最後に、厳しい財政状況の中、病院としての最後の締めくくりと新たな診療所のスタートに心血を注がれた村当局並びに院長を初めとする関係職員に深く感謝と敬意を表しまして、監査報告並びに意見とします。以上です。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成19年度東白川村病院事業会計決算認定についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、認定第1号 平成19年度東白川村病院事業会計決算認定については、原案のとおり認定されました。

議案第57号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（今井保都君）

日程第15、議案第57号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

6番 安江祐策君。

6番（安江祐策君）

議案第57号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について。

右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成20年7月11日提出。提出者、安江祐策、賛成者、安倍徹、賛成者、安江浩、東白川村議会議長 今井保都様。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、当村においても、簡易水道事業の実施、情報通信事業の実施など、生活環境の整備や産業の振興に一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口の減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、当村では高齢化率が36%を超えており、加えて基幹産業である木材や緑茶の価格低迷により、今後、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むと予想され、集落はもとより、自治体全体が消滅の危機に瀕する極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食料の供給、水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

過疎地域は国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年3月をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年7月11日、東白川村議会議長 今井保都。

意見書の提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣あて。以上でございます。

議長（今井保都君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

議会推薦第1号について

議長（今井保都君）

日程第16、議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦の件を議題とします。

ここで安江眞一村長の除斥を求めます。

〔村長 安江眞一君 退場〕

本件については、5月30日付東産第105号にて村長より、農業委員会委員の任期が今年7月19日に満了することになるので、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、4人以内を推薦願いたいとの通知を受けましたので、議題といたします。

農業委員会委員の推薦については、さきに行われました議会運営委員会において推薦案を決め、提出させていただきました。

ここで、議会運営委員長より発表させていただきます。

議会運営委員長 安江祐策君。

議会運営委員長（安江祐策君）

議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦について。農業委員会に関する法律第12条第2項の規定に基づき、次の者を推薦する。

それでは、氏名、住所、生年月日の順で読み上げます。

安江眞一、加茂郡東白川村越原2011番地2、昭和15年4月13日、安江永子、加茂郡東白川村神土5336番地、昭和24年2月18日、安江直子、加茂郡東白川村越原1421番地、昭和28年12月8日、今井美幸、加茂郡東白川村五加1214番地2、昭和35年3月20日。以上4名を推薦いたします。

議長（今井保都君）

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員は、ただいま発表のあった4名の方々に決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま発表のあった安江眞一君、安江永子さん、安江直子さん、今井美幸さんの4名の皆さんを農業委員会委員に推薦することは可決されました。

安江眞一君の除斥を解除します。

〔村長 安江眞一君 入場〕

ここで安江眞一君に議会が農業委員会委員に推薦したことを報告します。

閉会中における議会運営委員会の継続調査について

議長（今井保都君）

日程第17、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

議会運営委員長（安江祐策君）

平成20年7月11日、東白川村議会議長 今井保都様。議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記1．会期及び会期延長の取り扱いについて、2．会期中における会議日程について、3．議事日程について、4．一般質問の取り扱いについて、5．その他議会運営上必要と認められる事項、6．議長の諮問事項に関する調査について。以上でございます。

議長（今井保都君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

閉会の宣告

議長（今井保都君）

本定例会に付された事件はすべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定により本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成20年第2回東白川村議会定例会を閉会します。

午後 2 時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員